

# 名古屋大学短期交換留学プログラム（NUPACE）における 応募の傾向と問題

短期留学部門 助教

山田直子

## はじめに

NUPACE の運営にかかわる業務は教育プログラムの作成、実施、コーディネーション、国内外での広報活動という5つの柱によって構成されている。筆者は2007年9月にプログラム・コーディネータとして着任し、主に応募書類の受付から選考までに必要とされる事務処理と出願者への通信業務、留学希望者からの問い合わせへの返答、渡日後・帰国前オリエンテーションの実施、交換留学中の学生の質問や相談への対応など、多様な業務に携わる機会を得た。これらの中で、時間的に大きな割合を占めたのが、応募書類の受け付けに関連する業務で、特に応募書類に不備や不足のある出願者への連絡とその後の対応に多くの時間を費やした。その背景として、応募書類に不備が多いということが指摘できる。筆者は着任後、2008年春学期と秋学期の2回の応募書類の受付と選考に関与したが、春学期への応募が締め切られた2007年12月1日から秋学期の受入候補者が選考委員会によって承認された2008年5月2日までの5ヶ月間に応募書類の不備を解消するために送信した電子メールの数は220件に上った。

交換留学プログラムの場合、書類に不備があるからという理由で応募書類を受理せず自動的に切り捨てることはできない。そのため、応募書類を「受理可能」あるいは「選考可能なもの」とするために、応募書類の不備を一つずつ解決していく作業が必要とされる。この作業をより効率的に行うためには、第一に不備を少なくすることが先決であるが、そのための対応策を検討する一つの材料として、ここでは過去5年間にNUPACEが受け付けた739件の応募書類の傾向を分析し報告したい。2008年春と秋の応募書類については筆者自身が関与したため、データは厳密に抽出することが可能であったが、それ以前については応募書類上に残されているメモ等の記録を頼りに統計を取ったため、2008年

度以前の不備数はここで提示しているよりも多い可能性があることを指摘しておきたい。さらに本報告の最後に、短期交換留学プログラムを運営している国内の主要大学の対応についても若干述べてみたい。

## 1. 応募書類受け付けのプロセス

NUPACE は年二回の応募を受け付けており、応募書類の提出期限は、第一期（4月受け入れ）は12月初頭、第二期（9月受け入れ）は3月中旬としている。出願者はまずNUPACEのホームページ上でPre-registrationの入力が求められ、その後、決められた期日までに本人自身が必要書類を準備し郵送するか、あるいは協定大学の担当部局が派遣候補者を選考したうえで応募書類を取りまとめて提出する。これらの書類は締切日が迫ると次々に到着しはじめ、受理すると直ちに確認のメールが国際学生交流課から各出願者へ送信される。そして随時書類に不備がないかのチェック作業を行い、書類の記入漏れや未提出書類が判明した場合には、随時出願者に連絡し対応するという流れになっている。また、オンライン上で出願者が入力したPre-registrationの情報と、応募用紙に記載されている情報が異なる場合も、正しい情報はどちらなのかを一つ一つ確認することになっている。これらの作業は、世界各地から届く応募書類を統一した指標で公正に評価を行い、受け入れ学生を決定するために非常に重要なプロセスである。

## 2. 資格外応募

次に毎年NUPACEが受け取る応募書類の数とその推移を把握するために、図1を見てみたい。図が示しているように、応募総数は平成10年に110件に達し、毎年恒常的に100件以上の応募書類を受理するようにな

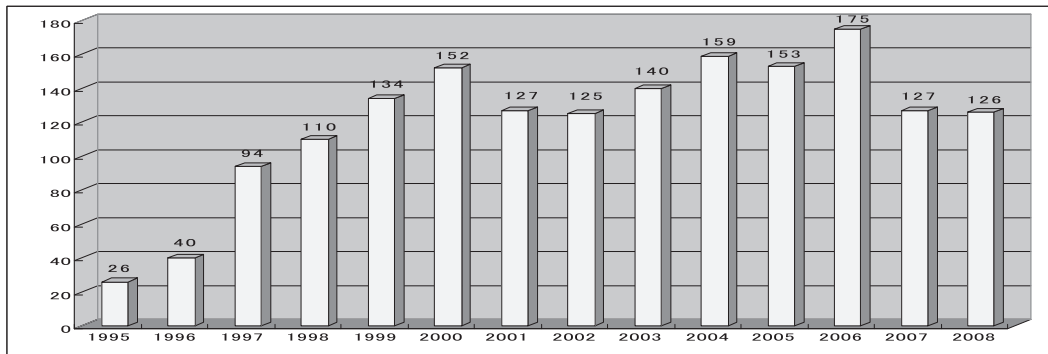


図1 応募件数の推移 (1995-2008)

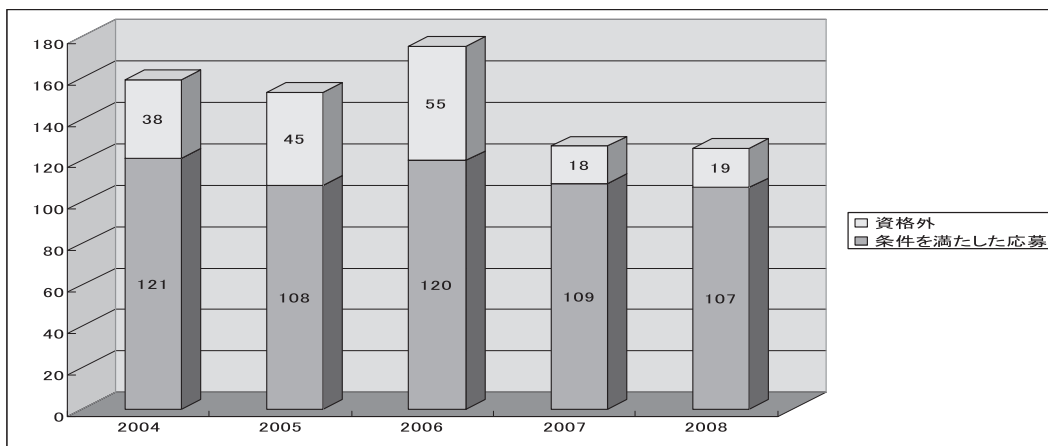


図2 資格外応募数の推移 (単位: 件)

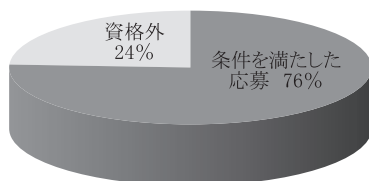


図3 過去5年間の資格外応募の割合 (2004-2008)

り、2008年は最も多く175件を数えた。

これらの応募すべてが、NUPACEの求める応募条件を満たしているわけではなく、「資格外」つまり必要な語学能力や成績が基準を満たしていないものや、協定大学の学生身分の保有等の条件を満たしていない応募の割合が非常に大きい。過去5年間の応募総数に占める資格外応募の数は平均24%であった(図3)。さらに2005年と2006年は約3割の応募が資格外として審査対象から外されるという事態が生じている。過去5年間の推移をみると、ここ2年は資格外応募の件数が大

幅に減少してはいるものの、依然として基準や条件を満たさない応募が20件近く届いていることがわかる。

では、資格外に分類される原因についてみてみたい。図4、5が示すように、最も多い事例が言語能力に関わるもので、資格外応募の半数以上を占めている。語学能力が資格外として認識されるものは、NUPACEが規定している基準に達していないスコアレポートを語学力証明として提示しているものと、要求されている語学能力を証明する書類が添付されていないものがある。これらの語学能力をめぐる問題は、応募件数が非常に多い韓国や中国よりも、むしろインドネシア、ウズベキスタン、ポーランドからの応募の中に顕著にみられる。言語能力に関しては後の応募書類の不備の項目でさらに詳しく述べるが、NUPACE オフィスでは、語学レベルの基準を満たしていない、又は語学証明が提示されていない出願者に対して、応募書類締切日から約1カ月程度の猶予を与え、その間に語学試験を受験しスコアを提出する機会を与えるという配慮を

	2004	2005	2006	2007	2008	合計
成績 (GPA) 不足	4	19	12	1	0	36
語学力不足・語学証明なし	19	17	35	12	16	99
協定外	4	7	5	2	1	19
既卒/プログラム終了前卒業	2	1	1	1	0	5
その他	9	1	2	2	2	16
資格外件数合計	38	45	55	18	19	175

図4 資格外応募の原因別件数とその推移 (件)

している。

資格外として分類される原因として2番目に多いものが、成績(GPA)がNUPACEの要求する基準に満たない応募である。これはNUPACEが採用する成績の4.0段階評価を多くの協定大学が使用しておらず、出願者自身が換算した場合の成績を把握していないことが要因として考えられる。しかし、図4が示すように、過去2年の応募の中ではGPAが3.0に満たないケースはほとんど見られなくなった。この背景として、多くの協定大学が学内選考によって派遣学生を決定するという方法をとっているため、成績のより良い学生が推薦されていることが一つの要因として考えられる。3番目に多くみられる資格外応募の傾向は、協定大学に所属していない学生からの応募や、協定大学の学生であっても、協定が規定する特定の学部・研究科に所属しない学生による応募のケースである。これも先に述べた成績不足と同様で、2007年は2件、2008年は1件と大幅に減少してきている。

過去2年間の資格外応募件数が減少してきているとは言え、全体の約15%がまだ条件を満たしていない応募であることは先に示した通りである。これら15%の資格外応募、件数にすると平均20件の出願者に対し、「資格外」である旨の通知を行ない、さらに語学力が問題であるケースの場合は1カ月以内に基準をクリアした語学能力を提示するよう要求する必要が依然としてあることを考えるならば、資格外応募の件数をさらに減らすための対策を考える必要があるかもしれない。また、英語力がNUPACEの要求する基準に達してなくても応募書類を提出する傾向が見られるのは特定の国、あるいは特定の大学であることが過去のデータから判明しているため、該当する大学に協力を呼びかけることも一つの解決策と言えよう。また語学能力

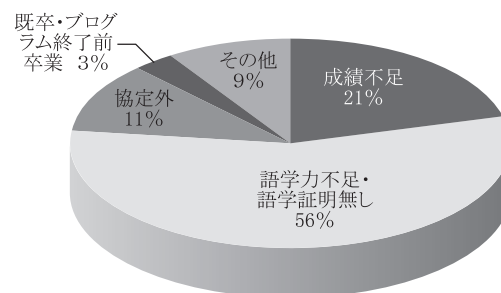


図5 過去5年間の資格外応募の内訳

や成績が応募条件に達していないケースの多くは、学生自身が応募書類を取りまとめて郵送するものの中に多くみられる。言い換えれば、協定大学側が応募書類の確認を行っている場合には一部の例外を除いて、資格外の学生を推薦してくるケースはほとんどみられない。より多くの大学が派遣学生の審査あるいは書類確認を行う方向へ向かえば、この問題は改善されるのではないかと考える。

### 3. 応募書類の不備

以上に述べたように、応募総数に占める資格外応募の割合が大きいという状況は問題ではあるが、語学条件を満たさずに応募するケースを除くと、資格外応募は過去2年では5、6件程度に減少してきている傾向を考慮すれば、それほど懸念すべき問題ではなくなっていると思われる。むしろ取り組むべき課題は、応募書類に多くみられる記入漏れや未提出書類、情報の再確認などをいかに減らすことができるかということである。出願資格を満たしてはいても、不備のある応募書類を提出する出願者が多く存在している。いかに不備のある応募書類を提出する出願者が多いかを図6が示している。書類の一つ以上の不備があった応募は2007年を除いて毎年100件以上を数える。また各年度別にみると、書類に不備のある応募の数は増えていないものの、応募総数に対する「不備あり応募」の割合は非常に大きい。図7が示すように過去5年間の応募に限定すると、応募全体の73%に何らかの不備があったことが判明した。

ではここで過去5年間に受理した応募書類にみられる不備の傾向をみてみたい。図8が示すとおり、不備数は過去5年間を通じて毎年100件以上発生しており、

特に2008年では172件にも上った。冒頭で述べたように、筆者自身が関与した2008年の応募書類については精査が可能だったが、それ以前の応募については書類に残されているメモを頼りに統計を作成したため、項目によってはここで提示している数よりも多い可能性が十分ある。従って不備数の推移を分析することは避けるが、不備の傾向は5年間を通して一貫していることがわかる。不備の内容は主に次の三つに分類できる(図8参照)。まず、必要書類の不足、二つ目は書類の記入漏れや誤記、三つ目は提供された情報が不確かなために再確認が必要なケースである。

図8が示すように、不足書類の中では、圧倒的に語学力証明あるいは在籍証明書が同封されていないケースが目立つ。語学力証明を提出していない出願者は応募用紙やパンフレットに記載されている指示を読んでいないか、あるいは読んでいても十分に理解していないことが原因であると考えられる。次に、在籍証明が同封されていないケースが米国の出願者の間で多く発生していることが判明した。米国の大学では定型の在籍証明を発行していないことが多く、派遣留学担当者に

よって書類を提出するので在籍証明書はあえて添付する必要がないと解釈されてしまうことが原因であると思われる。さらに特殊な事例として、2008年の応募をみると成績証明書の不足が極端に目立っている。これは大学院レベルの出願者に対し学部の成績を要求することを徹底したために急激な増加としてあらわれた結果である。

次に情報確認が必要となるケースであるが、具体的には希望する学部や大学院、帰国時期、母国大学の卒業時期に関して再確認を行うことが非常に多い。希望部局については、出願者が自らの専攻とは異なる学部や研究科を名古屋大学での所属先として希望している場合や、学際的な分野を専攻する学生が、必ずしも適切とは言えない所属先、例えば関連する授業を受講した経験がない分野を希望するケースが多いことが指摘できる。情報確認の中で最も多いものが、帰国時期についてである。出願者の交換留学が1年の場合は、秋の参加については9月に始まり9月に終わると誤解していることが多く、8月末にプログラムが終了するので大学宿舎を退去し、帰国しなければならないことを

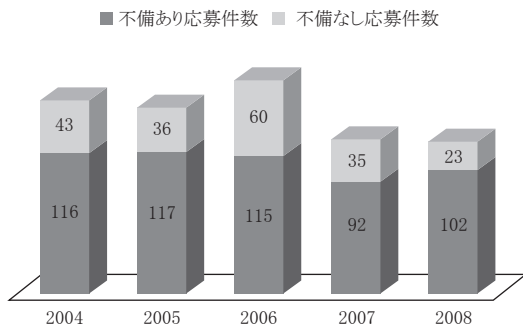


図6 不備あり応募件数の推移 (2004-2008)

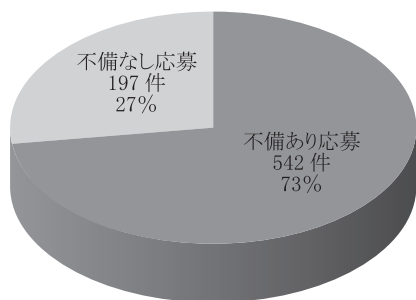


図7 不備あり応募件数の割合 (2004-2008)

	2004	2005	2006	2007	2008
〈不足書類〉					
語学力証明書	18	10	15	10	14
在籍証明書	23	8	19	23	10
成績証明書	6	3	3	6	19
奨学金申請書	4	1	4	1	2
健康診断書	5	0	1	4	3
推薦書	3	0	3	2	5
写真(サイズ違いによる再提出も含む)	5	8	9	0	5
進学証明書	3	2	0	0	1
〈再提出〉					
奨学金申請書(記入漏れ, 自筆)	8	10	7	19	12
語学力証明書(不適切)	9	2	5	2	5
計画書が弱い	1	3	2	1	9
〈情報確認〉					
希望部局	36	15	10	19	25
受入身分	2	3	9	3	2
自費参加の可否	0	4	0	3	8
日本滞在期間(帰国予定)	11	23	14	18	40
母国大学の卒業時期	17	18	13	11	12
《合計》	151	110	114	122	172

図8 応募書類の不備 (件)

通知している。また頻繁に確認を必要としているものとして挙げられるものは、母国大学の卒業時期である。出願者の卒業予定時期は応募用紙と奨学金申請書(中国の場合は在籍証明書にも記されている)に記載され、その二つの書類上の卒業時期が異なる場合は二つの理由から確認作業が必要になる。一つは奨学金申請書に正しい情報が記載されているのかを確認するためであり、二つ目には交換留学期間中は母国大学に在籍していることという条件を満たしているか否かを確認する必要があるからである。書類の複数箇所ですべて卒業時期の提示を要求していることが情報の不一致を誘因しているのだが、逆に捉えると条件を満たしている応募者であるかどうかをチェックする機能となっているといえよう。

未提出・再提出・情報確認という不備の種類からみられる傾向を述べたが、不備全体としては語学能力の証明と奨学金の申請に関連する問題が多いという点が指摘できる。2008年を一例とすると、語学力証明を同封していなかった応募が14件、また基準点を満たしていない語学テストのスコアレポートやNUPACE オフィスが適当であると判断しない語学能力試験結果を同封している事例が5件発生しており、語学力証明関連の問題は19件となった。一方、奨学金の申請書に関わる問題としては、申請書そのものが同封されていない応募が2件、申請書は大学関係者によって記入・発行しなければならないにもかかわらず、出願者本人が記入している事例、あるいは申請書の中に記入漏れがあるものが12件あり、奨学金の申請書をめぐる不備は合計14件あった。

#### 4. おわりにかえて—他大学の対応—

このように非常に多くの不備をとまなう応募書類が届かないようにするための対策を検討する材料として、簡単に他大学の短期交換留学プログラムでの対応をみてみたい。ここでは出願方法や応募書類がインターネット上で公開されている大学に限定し、国立大学では筑波大学、東京大学、東京外国語大学、横浜国立大学、九州大学の5大学、私立大学は早稲田大学と慶応義塾大学の2大学、合計7大学を参考にした。

非常に多くな側面からの比較検討が可能であるが、先に述べた問題に関連して出願手続きの方法と申請書類の内容の2点のみについて比較を行う。

まず、申請書類の入手方法についてであるが、NUPACEでは出願者が自ら容易に入手できるようインターネット上からダウンロードすることができるようにしている。他大学においても、1大学(東京大学)を除いてインターネットから願書をダウンロードすることが可能となっている。申請書類の形式はほぼ同様に、個人情報、計画書、推薦書、不備がないかを確認するためのチェックシートで構成されている。NUPACEもチェックシートを願書の一部に入れているが出願書類の不備を未然に防ぎ、不備件数を減少させるために、各大学が使用しているチェックシートの内容や記載方法は参考になろう。

次に応募書類の提出方法についてみる。NUPACEの場合、協定大学の交換留学担当部局が願書の取りまとめと郵送を行う場合と、出願者自身が大学を bypass して直接提出する場合とがある。名古屋大学と同じく出願者自身による提出を許可している大学は7大学のうち九州大学のみであった。他6大学はすべて出願者が所属する大学の交換留学担当部局からの許可を得る、あるいは学内選考を経た後の応募に限定している。応募書類の取りまとめと提出についても、5大学(筑波大学、東京大学、横浜国立大学、早稲田大学、慶応義塾大学)では、出願者の所属大学による提出に限定している。一方、東京外国語大学では、出願者自身による書類の送付を認めてはいるが、所属大学から交換留学をする資格の認証を受け、必要手続きを済ませて応募することを前提としている。以上のように、他大学の出願手続きをみると、出願書類の入手はインターネットから出願者自身が入手し、応募書類の提出は出願者の所属大学が責任を持って行うことと規定しているものが多い。

最後に、NUPACEが直面する応募書類をめぐる問題に対する改善策について、他大学の対応を参考にして未熟ながら述べてみたい。すでに述べたように、NUPACEが受け取る応募書類の傾向として、第一に応募全体の24%が出願資格のない出願者からの応募に占められ、その約半数以上が語学能力の不足や語学能力を十分に証明できない応募であることが判明した。また二番目の特徴としては、応募書類全体の7割以上に何らかの不備がある、あるいは情報の再確認が必要な書類であり、具体的には語学証明や在籍証明書など必要書類の不足や、書類の記入漏れや記入ミス、また卒業時期や名古屋大学での所属先などの再確認の必要

なものが多い傾向にあった。これまで応募書類の不備を減らすための注意書きや工夫などがパンフレット、ウェブサイト、応募書類等で試みられてきたが、統計でみる限りでは不備の数が劇的に減少しているとは言い難い。このような状況の中、確実に応募書類の問題を減らすためには、可能な限り協定校の交換留学担当者による応募書類のチェックを経た上で提出するように各協定大学へ協力を要請することが必要ではないだろうか。

本来、学術交流協定に基づく交換留学は、送り出し

側は責任を持って学生を派遣し、受け入れ側は責任を持って学生を受け入れることを前提として実施されるはずである。途上国にある協定大学の中には、学生を海外へ派遣するための組織が設置されていないものや、インフラや語学の問題で担当者とのコミュニケーションが困難な大学もあるが、少なくとも、名古屋大学へ学生を頻繁に送り出している主要な協定大学に対しては、協力を要請することが可能ではないかと思われる。